



茨城県報

第 217 号

令和 3 年 (2021年) 6 月 28 日

月 曜 日

目 次

規 則	ページ
(教 育 委 員 会)	
●茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則……………	1
(人 事 委 員 会)	
●職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………	3
告 示	
●知事指定薬物の指定の失効 (薬務課) ……………	3
●大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) ……………	4
●大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (中小企業課) ……………	5
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (中小企業課) ……………	7
●道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	8
●道路の供用の開始 (3 件) (道路維持課) ……………	9
公 告	
●管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) ……………	10
●管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) ……………	10
●公共測量の実施 (用地課) ……………	11
●開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) ……………	12
訓 令	
(教 育 委 員 会)	
●茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………	12

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 5 号

茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 6 月 28 日

茨城県教育委員会教育長 小 泉 元 伸

茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(茨城県県立学校管理規則の一部改正)

第 1 条 茨城県県立学校管理規則 (昭和 35 年茨城県教育委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項の表に次のように加える。

茨城県立下妻第一高等学校附属中学校	茨城県立下妻第一高等学校
茨城県立水海道第一高等学校附属中学校	茨城県立水海道第一高等学校

(茨城県立高等学校学則の一部改正)

第2条 茨城県立高等学校学則(昭和35年茨城県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項の表に次のように加える。

茨城県立下妻第一高等学校	茨城県立下妻第一高等学校附属中学校
茨城県立水海道第一高等学校	茨城県立水海道第一高等学校附属中学校

(茨城県立中等教育学校学則の一部改正)

第3条 茨城県立中等教育学校学則(平成19年茨城県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表茨城県立勝田中等教育学校の項中「120」を「240」に改める。

(茨城県立中学校学則の一部改正)

第4条 茨城県立中学校学則(平成23年茨城県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表に次のように加える。

茨城県立下妻第一高等学校附属中学校	茨城県立下妻第一高等学校
茨城県立水海道第一高等学校附属中学校	茨城県立水海道第一高等学校

別表に次のように加える。

茨城県立下妻第一高等学校附属中学校	下妻市下妻	40	令和4年度入学者から募集開始
茨城県立水海道第一高等学校附属中学校	常総市水海道亀岡町	40	令和4年度入学者から募集開始

第5条 茨城県立中学校学則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

茨城県立中学校の名称、位置及び生徒定員

名 称	位 置	生徒定員 (単位:人)	備 考
茨城県立日立第一高等学校附属中学校	日立市若葉町三丁目	240	
茨城県立太田第一高等学校附属中学校	常陸太田市栄町	120	
茨城県立水戸第一高等学校附属中学校	水戸市三の丸3丁目	160	令和3年度入学者から募集開始
茨城県立鉾田第一高等学校附属中学校	鉾田市鉾田	120	
茨城県立鹿島高等学校附属中学校	鹿嶋市城山二丁目	120	
茨城県立土浦第一高等学校附属中学校	土浦市真鍋四丁目	160	令和3年度入学者から募集開始
茨城県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校	龍ヶ崎市平畑	120	

茨城県立下館第一高等学校附属 中学校	筑西市下中山	120	
茨城県立下妻第一高等学校附属 中学校	下妻市下妻	40	令和 4 年度入学者から 募集開始
茨城県立水海道第一高等学校附 属中学校	常総市水海道亀岡町	40	令和 4 年度入学者から 募集開始

付 則

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 5 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会規則第 11 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 6 月 28 日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則 (昭和 36 年茨城県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 35 の 2 の表中

福井県	福井市	7 級地	を
福井県	福井市	7 級地	
福岡県	福岡市	5 級地	に改める。

付 則

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第 736 号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成 27 年茨城県条例第 53 号。以下「条例」という。) 第 11 条第 1 項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 6 月 28 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) N - { 1 - [2 - ヒドロキシ - 2 - (チオフェン - 2 - イル) エチル] ピペリジン - 4 - イル } - N - フェニルプロパンアミド及びその塩類
- (2) メチル = 2 - [1 - (4 - フルオロブチル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド] - 3 , 3 - ジメチルブタノアート及びその塩類

2 失効の理由

条例第 2 条第 6 号に規定する薬物に指定されたため

3 指定の失効年月日

令和 3 年 6 月 27 日

茨城県告示第 737 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 3 年 6 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

(2) 住所

石川県白山市松本町 2512 番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) クスリのアオキ八千代店

結城郡八千代町八千代中央土地区画整理事業 40 街区 2 号 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 2 月 19 日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,322㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 50 台

イ 駐輪場の収容台数 10 台

ウ 荷さばき施設の面積 21㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 6.75㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後 10 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

令和 3 年 6 月 18 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 738 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 3 年 6 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号

(2) 株式会社ヤオコー

代表取締役 川野 澄人

埼玉県川越市脇田本町 1 番地 5

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マーケットシティ古河

古河市松並 2 丁目 18 番地

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

大和リース株式会社

(変更前) 代表取締役 森田 俊作

(変更後) 代表取締役 北 哲弥

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

令和 3 年 4 月 1 日 外

(4) 変更する理由

設置者の代表者及び小売業者に変更があったため

3 届出年月日

令和 3 年 6 月 18 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第739号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 3 年 6 月 28 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(2) 株式会社ヤオコー

代表取締役 川野 澄人

埼玉県川越市脇田本町1番地5

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マーケットシティ古河

古河市松並2丁目18番地

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 780台

(変更後) 540台

イ 荷さばき施設の位置

ウ 廃棄物等の保管施設の位置

(3) 変更の年月日

令和 4 年 2 月 19 日

(4) 変更の理由

営業計画に変更があるため

3 届出年月日

令和 3 年 6 月 18 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第740号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和3年6月28日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) クスリのアオキ桜川岩瀬店

桜川市岩瀬字山王51番1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出(第5条第1項)

令和3年4月15日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	青木 宏憲

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年12月1日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,352㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 51台

(イ) 駐輪場の収容台数 8台

(ウ) 荷さばき施設の面積 21㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 7.5㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後9時

キ 届出年月日

令和3年3月31日

2 市町村の意見

事 項	桜川市からの意見の概要
ア 駐車場需要の充足等交通に係る事項について	・ 駐車場への経路及び駐車場出入口での渋滞や事故を防ぐため、混雑の発生を最小とするよう配慮すること。
イ 騒音の発生に係る事項について	・ 近隣住民に騒音被害が出ないよう、荷さばき作業の時間を遵守すること。

理 由
・ 交通報告書に示されている車両経路は通学路であるとともに、右折を伴う設定がなされており、渋滞や事故の起こらないよう十分配慮する必要があるため。

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第741号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和3年6月28日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友守谷店

守谷市けやき台4丁目1-5

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和3年5月17日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー

(変更後) 職務執行者 大久保 恒夫

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和3年4月26日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第742号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 3 年 6 月 28 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 羽鳥停車場江戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
小美玉市江戸字西原139番 1 地先から	旧	メートル	メートル	184
		最大 13.0 最小 11.6		
小美玉市江戸字西原158番 1 地先まで	新	最大 26.3 最小 12.0	184	現道拡幅

茨城県告示第743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 3 年 6 月 28 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 鹿田玉造線
- 2 供用開始の区間 行方市捨木字井ノ下 3 番13から
行方市捨木字大清水1105番 2 まで
- 3 供用開始の期日 令和 3 年 7 月 1 日

茨城県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 3 年 6 月 28 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 館野牛久線
- 2 供用開始の区間 つくば市南中妻字桐ノ谷178番 1 地先から
つくば市下横場字塚原278番 8 地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 3 年 6 月 28 日

茨城県告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 3 年 6 月 28 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 羽鳥停車場江戸線

- 2 供用開始の区間 小美玉市江戸字西原139番1地先から
小美玉市江戸字西原158番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年6月28日

公 告

●管理理容師資格認定講習会の指定

管理理容師資格認定講習会について、次のとおり理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により指定する。

令和3年6月28日

茨城県知事 大井川 和彦

1 主催者

東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部
電話 03 (5579) 0911

3 講習期間及び日程

令和3年11月2日から令和3年11月9日までの間における次の3日間

講 習 日		午 前	午 後
第 1 日	令和3年11月2日	公衆衛生及び衛生管理	公 衆 衛 生
第 2 日	令和3年11月3日	衛 生 管 理	衛 生 管 理
第 3 日	令和3年11月9日	衛 生 管 理	衛 生 管 理

4 申込書の配布及び受付期間

募集期間 令和3年8月16日から令和3年8月24日まで
配布受付 令和3年9月13日から令和3年9月24日まで

5 講習会場の名称及び所在地

茨城県立歴史館
茨城県水戸市緑町2-1-15

6 講習予定人員

8名

7 講習料

1人 16,000円

●管理美容師資格認定講習会の指定

管理美容師資格認定講習会について、次のとおり美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定によ

り指定する。

令和 3 年 6 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 主催者

東京都江東区有明 3 丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟 9 階
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

東京都江東区有明 3 丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟 9 階
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部
電話 03 (5579) 0911

3 講習期間及び日程

令和 3 年 11 月 2 日から令和 3 年 11 月 9 日までの間における次の 3 日間

講 習 日		午 前	午 後
第 1 日	令和 3 年 11 月 2 日	公衆衛生及び衛生管理	公 衆 衛 生
第 2 日	令和 3 年 11 月 3 日	衛 生 管 理	衛 生 管 理
第 3 日	令和 3 年 11 月 9 日	衛 生 管 理	衛 生 管 理

4 申込書の配布及び受付期間

募集期間 令和 3 年 8 月 16 日から令和 3 年 8 月 24 日まで
配布受付 令和 3 年 9 月 13 日から令和 3 年 9 月 24 日まで

5 講習会場の名称及び所在地

茨城県立歴史館
茨城県水戸市緑町 2 - 1 - 15

6 講習予定人員

72 名

7 講習料

1 人 16,000 円

●公共測量の実施

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第 39 条の規定において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 3 年 6 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 測量計画機関 茨城県（農林水産部林政課）

2 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）

3 作業期間 令和 3 年 6 月 14 日から
令和 3 年 11 月 30 日まで

4 作業地域 茨城県北茨城市、高萩市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月28日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡茨城町大字小堤字仲宿163番5
- 2 事業主の住所及び氏名
水戸市東野町302番地の28 カルドラーレ102号
林 沙 織



- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原4884番7
- 2 事業主の住所及び氏名
つくば市松代四丁目9番地10 ライフスクエア手代木E102
長 濱 良 平、長 濱 愛 花



訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会訓令第7号

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月28日

茨城県教育委員会教育長 小 泉 元 伸

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校処務規程（昭和43年茨城県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

茨城県立下館第一高等学校附属中学校	館 一 附 中	を
茨城県立下館第一高等学校附属中学校	館 一 附 中	
茨城県立下妻第一高等学校附属中学校	妻 一 附 中	に
茨城県立水海道第一高等学校附属中学校	海 一 附 中	

改める。

付 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)